

北秋田市告示第101号

北秋田市福祉医療費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月1日

北秋田市長 津 谷 永 光

北秋田市福祉医療費支給要綱の一部を改正する告示

北秋田市福祉医療費支給要綱（平成17年北秋田市告示第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第10条中「社会保険診療報酬支払基金秋田支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(資料) 北秋田市福祉医療費支給要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後	改正前
(医療費の確認及び支払いの委託) 第9条 受給者の医療費の確認及び保険医療機関又は保険薬局等への医療費等の支払いは、秋田県国民健康保険団体連合会及び<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>に委託して行うものとする。 2・3 (略) (委託費の支払い) 第10条 市長は、前条の委託にかかる費用のうち受給者の自己負担相当額又は一部負担金に相当する額については、北秋田市財務規則（平成17年北秋田市規則第38号）に従い、国民健康保険団体連合会及び<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>からの請求により納付する。	(医療費の確認及び支払いの委託) 第9条 受給者の医療費の確認及び保険医療機関又は保険薬局等への医療費等の支払いは、秋田県国民健康保険団体連合会及び<u>社会保険診療報酬支払基金秋田支部</u>に委託して行うものとする。 2・3 (略) (委託費の支払い) 第10条 市長は、前条の委託にかかる費用のうち受給者の自己負担相当額又は一部負担金に相当する額については、北秋田市財務規則（平成17年北秋田市規則第38号）に従い、国民健康保険団体連合会及び<u>社会保険診療報酬支払基金秋田支部</u>からの請求により納付する。